

うじかね ち ぎようあてが い  
⑨〔戸田氏鉄知行宛行状〕

寛永9（1632）年8月朔日

摂津国尼崎（現兵庫県）城主戸田氏鉄（1576～1655年）が若林三太夫に150石を与えた文書です。氏鉄は徳川家康の家臣で、尼崎を経て寛永12（1635）年美濃国大垣（現岐阜県）10万石を与えられています。三太夫の父又左衛門は、慶長年間に多賀谷家を去り、戸田家に仕官しました。三太夫は承応2（1653）年大垣を退去し、寛文年間（1661～1673）に松平大和守家に仕えたとみられます。

出置知行之事

合百五拾石者

右永代可令

不務也、仍

如件

寛永九年

八月朔日



若林三太夫

【史料⑨】〔戸田氏鉄知行宛行状〕（寛永九年）

〔釈文〕

出置知行之事

合百五拾石者

右永代可令

不務也、仍

如件

寛永九年

八月朔日

氏鉄（黒印）

若林三太夫とのへ

〔読み下し文〕

知行出し置くの事

合せて百五拾石は

右、永代所務せしむべきものなり

仍って件のごとし

寛永九年

八月朔日

氏鉄（黒印）

若林三太夫とのへ